

令和2年生駒市議会（第9回）臨時会議案

令和2年11月30日

生 駒 市

令和 2 年 生 駒 市 議 会 （ 第 9 回 ） 臨 時 会 議 案 目 録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 14 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	1～2
議案第 83 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	3～4
議案第 84 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5～6
議案第 85 号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7～8

報告第 14 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和2年11月30日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定及び和解について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和2年7月7日（火）午後7時頃

2 事故発生場所

生駒市高山町地内

3 損害賠償額

19,712円

4 事故の概要

上記の場所において、自動車で道路面の陥没している部分を走行した際に、左側前後輪のタイヤ及びホイールを損傷した。（市の過失割合20%）

令和2年11月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 83 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一
部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の130」を「100分の125」
に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

- (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（
平成 20 年 9 月生駒市条例第 28 号）第 5 条第 2 項ただし書
- (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 31 年 1
1 月生駒市条例第 11 号）第 5 条ただし書
- (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務
に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年 9 月生駒市条例第 17 号
）第 2 条第 5 項ただし書
- (4) 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成 24 年 3 月生駒市
条例第 16 号）第 6 条ただし書

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の127.
5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

- (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第

5条第2項ただし書

- (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第5条ただし書
- (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第5項ただし書
- (4) 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例第6条ただし書

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 84 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 85 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例

第1条 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9
月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例）

- 3 令和2年12月に支給する期末手当に限り、第12条において準用する給
与条例（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年
月生駒市条例第 号）による改正後の給与条例をいう。）第15条第2
項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「1
00分の130」とする。

第2条 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第21条中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。